

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	河東地区(稲荷原)	令和3年3月25日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.06 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.06 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	4.62 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.62 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.30 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落の農家戸数については3戸。 ○集落内における農業者については、高齢化が進んでおり、後継者不足である。 ○入作者が集落の農地の大半を集積し、耕作している。 ○将来のリタイヤ等の受け皿が現状不足している。 ○新規就農者が集落内で園芸作物を中心に耕作しており、今後も継続していけるよう生産スキルの向上が必要。 <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中山間地であり、集落の農地については狭小な農地が多いことから、生産・農地維持に係る労力が大きい。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水田については、現状の中心経営体が担うことを継続することとするが、認定新規就農者についても経営可能な範囲で集積の受け手となっていく。 ○畑地については、認定新規就農者を中心に担っていく。 ○狭小農地の解消のため、農地整備事業なども検討していく。 ○将来のリタイヤ等の受け手についても、中心経営体が受け皿になるよう検討していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 農地貸し付け等の意向

○現在の集落内農家については、可能な範囲で営農を継続するが、営農継続が困難となった場合、入作者をはじめとした中心経営体に集積することで集落内における農業を継続していく。

② 新たな担い手の確保

○現在の中心経営体だけでなく、新たな入作者や新規就農者など、集落の農業が継続可能となるよう、新たな担い手を確保していくため、関係機関と連携を図っていく。

③ 鳥獣被害防止対策の取組方針

○鳥獣による農作物の被害が増加していることから、被害にあった農地の一覧マップの作成や、電気柵や侵入防止柵の設置等の対策の構築を進める。